

東大和市指定金融機関としての公金の出納及び預金の取扱いに関する業務委託に係る公募型プロポーザル 質問と回答

No	実施要領等の該当するページ、項目	質問事項	東大和市の回答
1	様式全般について	エクセルまたはワードの各様式に、エクセルの表を貼り付けしても差し支えないでしょうか。	差し支えありません。 ただし、貼り付けた表の文字が潰れる、あるいは枠外にはみ出すことのないよう、印刷時にも鮮明に判別できる設定・レイアウトでの作成をお願いします。
2	様式全般について	記載箇所（スペース）を広げて記載しても差し支えないでしょうか。	差し支えありません。 内容に合わせて適宜、枠の拡張や改ページを行ってください。
3	様式全般について	回答セルに数値の入力を指定されている箇所に文言を記載したいのですが、入力方法をご教示ください。	数値入力指定されているセルに文言を入力する必要がある場合は、セルの書式設定を「標準」または「文字列」に変更して入力してください。なお、特記事項として補足が必要な場合は、備考欄や別紙を活用いただいても構いません。
4	様式全般について	当社におきましては、公金取引について通常取引とは異なる個別対応をとっております。両方記載しても差し支えないでしょうか。	差し支えありません。 通常取引と公金取引の対応が異なる場合は、それぞれの内容が明確に判別できるよう区分して記載してください。
5	税公金収納について	税公金収納業務におきましては、当社は代行業社としてAGS株式会社の導入は不可欠であると考えております。AGS株式会社導入費用について、別途費用がかかるためお見積りが必要でしょうか。	今回のプロポーザルにおける提案価格（見積書）に、AGS株式会社の導入費用を含める必要はありません。当該費用については、優先交渉権者の決定後、当市において別途精査・予算化を検討する予定です。
6	BCP対策について	非常時の現金確保・輸送手段等について、御市において金額や輸送代替手段等の規定がございましたらご教示ください。	当市において、具体的な金額や手段を定めた規定はありません。災害等の非常時には、避難者への支援や復旧対応のため、通常時よりも多額の現金支払いが急遽必要となることが想定されます。そのため、指定金融機関としてどのような体制で現金を確保し、市へ届ける計画があるか、想定する具体的な対策を提案してください。
7	実施要領 第2頁 4 参加資格・条件（1）参加資格オ	「指定金融機関として公金を取り扱うこと責任を鑑み、不測の事態等に備え、発生する損害の一部または全部を補償対象とする保険に加入するなどの策を講じていること」と記載されています。不測の事態については、仕様書11（損害賠償）に定義されている事案と同一と認識してよろしいでしょうか。ご教示いただけますでしょうか。	具体的には、仕様書11（1）に定める法的賠償責任（善管注意義務違反による直接損害）を補填することはもとより、同（4）に定める「受託者が法的責任を負わない場合（不可抗力等）の任意の補償」についても、応募者の保険加入状況等によってどの程度対応が可能か、あるいは事務過誤等の不測の事態に際し、いかに迅速かつ円滑に損害を補填できる体制にあるかを提案いただきたい趣旨です。
8	実施要領 第6頁 10 審査方法（1）選定委員会による審査	本公募型プロポーザルにおいて、審査方法として「総合的に審査を行い、各参加者の順位を決定し、第一位の者を優先交渉権者とする」と記載されています。しかしながら、評価基準の透明性が十分に確保されていないように見受けられます。「総合的」という表現について、具体的にはどのような項目を想定されているのか、ご教示いただけますでしょうか。	審査基準等については当初「非公開」を予定しておりましたが、その公開の可否について、現在「第2回 東大和市指定金融機関としての公金の出納及び預金の取扱いに関する業務委託事業者選定委員会」において審議を行っております。審議の結果、「公開」が決定した場合には、5月15日（金）を目途に、本ホームページにて審査基準等を公表いたします。また、「非公開」となった場合はその旨を掲載します。公開の有無を含め、今後の決定事項については速やかに本ホームページでお知らせいたしますので、ご確認をお願いいたします。

No	実施要領等の該当するページ、項目	質問事項	東大和市の回答
9	実施要領 第6頁 10 審査方法（2）第一次審査	第一次審査（書類審査）について、「提出された応募書類（企画提案書）により、委員会がすべての参加者の審査を行い、上位2位以内を第一次審査通過者として選定する」と記載されています。しかしながら、審査基準や評価項目についての具体的な説明箇所の記載がないため、審査方法が若干不透明であるように見受けられます。公募型プロポーザルにおいては、審査基準の明確化と事前開示が一般的であり、参加者の公平性を担保するためにも必要と考えております。第一次審査においては、具体的にどのような項目を評価されるのか、また、金額のみを基準として判断されるのか、それとも企画提案書の内容全体を総合的に評価されるのかについて、もう少し詳細をご教示いただけますでしょうか。	審査基準等については当初「非公開」を予定しておりましたが、その公開の可否について、現在「第2回 東大和市指定金融機関としての公金の出納及び預金の取扱いに関する業務委託事業者選定委員会」において審議を行っております。審議の結果、公開が決定した場合には、5月15日（金）を目途に、本ホームページにて審査基準等を公表いたします。公表の有無を含め、今後の決定事項については速やかに本ホームページでお知らせいたしますので、ご確認をお願いいたします。 ※質問8と同内容の回答です。
10	実施要領 第7頁 10 審査方法（3）第二次審査	第二次審査に関する説明において、「委員会が定める基準に基づく評価点により、総合的に行う」と記載されています。しかしながら、評価点の基準が具体的に示されておらず、公募型プロポーザルにおいては、一般的には評価基準の事前開示がされるものと考えております。この点について、透明性の確保という観点から、評価点の基準を開示する予定はございますでしょうか。また、具体的な評価項目や配点についてご教示いただけますでしょうか。	審査基準等については当初「非公開」を予定しておりましたが、その公開の可否について、現在「第2回 東大和市指定金融機関としての公金の出納及び預金の取扱いに関する業務委託事業者選定委員会」において審議を行っております。審議の結果、公開が決定した場合には、5月15日（金）を目途に、本ホームページにて審査基準および配点等を公表いたします。公表の有無を含め、今後の決定事項については速やかに本ホームページでお知らせいたしますので、ご確認をお願いいたします。 ※質問8と同内容の回答です。
11	実施要領 第7頁 10 審査方法（3）第二次審査	第二次審査（プレゼンテーション）に関して、参加人数の定めが記載されていない点について確認させていただきます。公募型プロポーザルにおいては、プレゼンテーションの参加人数を明確に定めることで、審査の公平性や透明性を確保することが一般的であるものと弊社は考えております。東大和市では、第二次審査における参加人数について具体的な制限や指針が設けられているのでしょうか。また、参加人数に関するルールがない場合、その理由についてご説明いただけますでしょうか。	特に実施要領上ではプレゼンテーションへの参加人数に制限はありませんが、会場の都合上、1者あたり5名以内とさせていただきます。なお、参加人数の多寡が審査結果に影響を与えることはありません。

No	実施要領等の該当するページ、項目	質問事項	東大和市の回答
12	実施要領 第7項10審査方法（4）審査における留意点	審査基準が明確に示されていない中で、審査における留意点として「第一次審査、第二次審査において得点が著しく低い審査項目があるものは、第一次審査通過者又は優先交渉権者として選定しないことがある」と記載されています。しかしながら、「著しく低い」という表現が具体的に何を指すのかが明確でない印象を受け、判断基準が曖昧であると感じます。公募型プロポーザルにおいては、透明性や公平性を確保するために、審査基準や評価方法を明確に示すことが重要であると考えます。この点について、『著しく低い』の具体的な基準や判断方法についてご教示いただけますでしょうか。また、審査基準が非開示となっている理由についても併せてご説明いただけますでしょうか。	「著しく低い」と判断されるケースとしては次のケースを想定しています。 ① 必須要件の欠如 実施要領や仕様書で明示された「必須条件（マスト要件）」に対し、具体的な記載が全くない、あるいは「対応不可」とされている場合。 ② 実現可能性の欠如 提案内容が技術的・法的に実現不可能であると選定委員会が総意で判断し、点数を付与する論理的根拠を欠くと客観的に明らかであり、その項目に対して配点を与えることが妥当ではないとされる場合。 ③ 法令・公序良俗違反 提案内容が関連法令に抵触している、あるいは著しく公共性・倫理性を欠いており、採択後に社会的な支障をきたす恐れがある場合。 「審査基準が非開示となっている理由」としては、詳細な審査基準を事前に公開すると、各提案者が「基準をクリアすること」のみを目的とした、画一的でマニュアル通りの提案に終始する恐れがあります。本プロポーザルの目的は、事業者の自由な発想と独自のノウハウを引き出すことにあります。特定の評価ポイントを過度に意識させることを避け、提案者の本来の技術力や創意工夫を公平に比較検討するため、非公開としています。
13	実施要領 8頁 11 契約等（2）ウ	「本プロポーザルは、令和9年度東大和市一般会計予算及び同特別会計予算の成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後にその効力を生じるものである。したがって東大和市議会において上記予算が減額又は否決された場合は、契約締結しないものとし、契約締結しない場合においても、市は、参加者が参加に要した費用（準備行為を含む。）、参加者から提供された知見の対価等について、一切保障しない。」と記載されています。予算が否決された場合、再度プロポーザルを実施することになるのでしょうか。それともプロポーザルを実施せず、従前どおりりそな銀行が指定金融機関を継続することになるのでしょうか。ご教示いただけますでしょうか。	万が一、予算が否決された場合は、あらためて次期指定金融機関の選定方法を検討することになります。現時点では具体的に決めておりません。
14	実施要領 8頁 12 その他 関連	貴市におかれては、公募期間中の手続の外形的公正性にも十分配慮されているものと承知しておりますが、仮に既存業務に関する技術的確認等として、特定の事業者又は関係事業者から個別に情報を聴取する場合には、その内容が本プロポーザルの評価等に影響を与えないよう、どのような取扱いを行うこととしているのかをご教示いただけますでしょうか。	仮に特定の事業者から実務上の確認等を行う場合であっても、本プロポーザルの評価に直接関わる内容等や、具体的な応募者に関する内容を聴取することはありません。手続きの公平性・透明性を厳格に確保します。
15	各種様式 (第3号様式) 1.金融機関の概要についてア. ②	「統括店舗の人員数」について、正社員・パート等の雇用区分を区別して記載すべきか、又は雇用形態を問わず実人数（予定含む）での記載で差し支えないかをご教示いただけますでしょうか。	雇用形態を問わず、実人数（予定含む）を記載してください。ただし、公金取扱業務における内部統制およびリスク管理体制を適切に評価するため、正社員・パート等の雇用区分ごとの内訳を必ず明記してください。これにより、業務運営の継続性やガバナンスの観点から審査を行います。

No	実施要領等の該当するページ、項目	質問事項	東大和市の回答
16	各種様式 (第3号様式) 1.金融機関の概要について ア. ③	参加者概要書3「指定金融機関の受託実績」において、「指定金融機関の受託件数」及び「受託市町村名」とありますが、都道府県における指定金融機関受託実績については、件数に含めるか否か、また受託市町村名として記載不要とするのか、又はそもそも記載対象外と整理されているのかをご教示いただけますでしょうか。	受託市町村とは、市町村となります。都道府県は非該当です。また、名称の記載を併せてお願いします。なお、第4号様式「業務実績書」については、都道府県、一部事務組合等を含めて構いません。
17	各種様式 (第3号様式) 1.金融機関の概要について エ. ⑨	参加者概要書において、「5年以内に変更が見込まれる手数料・使用料(種別、変更時期、変更後金額)」の記載欄が設けられておりますが、本プロポーザルでは、あわせて各種手数料を明示した内容での提案・評価が行われるものと理解しております。この点について、当該記載欄は、将来的な制度変更や社会情勢等を踏まえた参考情報として提出を求めているものなのか、あるいは、評価にあたって一定の手数料改定(引き上げ等)を織り込んだものとして考慮されることを想定しているのか、評価上の位置づけをご教示いただけますでしょうか。	令和9年度以降の5年間、提案いただいた見積額の範囲内で5年契約を締結する予定です。したがって、将来的な手数料等の改定(引き上げ等)を見込んでいる場合は、それらを全て織り込んだ上で見積額を算定してください。契約締結後、社会情勢の変化等、契約締結後に予見し得ない事態が生じた場合を除き、5年契約の契約金額の変更を行う予定はありません。
18	各種様式 (第3号様式) 1.金融機関の概要について オ. ④	ATMの設置について「設置に係る経費は受託者負担とする」との記載がある一方、④において経費負担に関する意見記載欄が設けられておりますが、当該欄は原則を前提とした補足的・参考的な意見提出を想定したものか、又は経費負担の在り方について具体的な提案内容が評価・協議の対象となり得る趣旨かをご教示いただけますでしょうか。	具体的な提案内容は評価対象となります。
19	各種様式 (第3号様式) 1.金融機関の概要について カ.	BCP対策として①「大規模災害時のバックアップ体制」と②「災害罹災時の輸送体制」がそれぞれ設けられていますが、当社としては、市役所内の銀行派出等当社管理下の業務については当社責任で対応する一方、被災住民への生活支援等に係る現金の現払いは市が実施しているものと整理しております。この前提のもと、②の「災害罹災時の輸送体制」は、①の業務継続体制とは別に、市が行う各種給付・支払業務を円滑に実施するための現金確保・警備輸送等、金融インフラとしての後方支援体制の考え方を確認する趣旨と理解しておりますが、この理解で差し支えないかご教示いただけますでしょうか。	金融インフラとしての現金確保や、避難所等における後方支援体制(現金輸送・警備等)についての考え方、対応能力を確認する趣旨です。
20	各種様式 (第3号様式) 1.金融機関の概要について キ.	「個人情報保護法に関する取組状況」の記載については、指定金融機関業務における個人情報の取扱いを前提として、法令遵守体制や内部規程、管理・教育体制等の概要を簡潔に記載することを想定しているのか、又は具体的な運用内容や事例等まで含めた記載を求めているのか、記載の想定範囲をご教示いただけますでしょうか。	「個人情報保護法に関する取組状況」の記載については、指定金融機関業務における個人情報の取扱いを前提として、法令遵守体制や内部規程、管理・教育体制等の概要を簡潔に記載ください。
21	各種様式 (第3号様式) 1.金融機関の概要について ク.	「指定金融機関としてのアピールポイント」に関する記載について、①～⑤の各項目は、貴市との指定金融機関業務を念頭に置いた要点整理レベルの記載を想定しているのか、又は当社全体の取り組みや方針を含めた一般的・網羅的な記載まで求めているのか、記載の粒度・考え方をご教示いただけますでしょうか。	金融機関全体の取り組みや方針をベースとしつつ、当市の指定金融機関業務において、それらが具体的にどう活かされ、どのように貢献できるかという視点を重視してください。記載にあたっては、網羅的な説明よりも、当市にとってのメリットが伝わるよう要点を絞った記載をお願いします。
22	各種様式 (第3号様式) 2.インターネットバンキング(法人向)について カ. 及びキ.	総合振込および給与振込について、それぞれ詳細記載欄が設けられていますが、振込回数についてはシステム仕様や運用により一律の数値上限を定めて開示していないため、回数を具体的な数値で記載せず、対応可能な処理方式や大量件数処理が可能である旨の説明による記載として差し支えないかをご教示いただけますでしょうか。	差し支えありません。 具体的な数値に代えて、推奨する処理方式や、当市の想定件数を十分にカバーできる処理能力(大量件数処理の実績や仕組み等)について、具体的にイメージできるように記載してください。

No	実施要領等の該当するページ、項目	質問事項	東大和市の回答
23	各種様式 (第3号様式) 5.その他の提案について	「その他の提案について(業務の効率化、経費削減、サービス向上等)」の記載欄については、既設問にとらわれない自由提案を記載する趣旨と理解しておりますが、評価上は加点対象となる提案を想定しているのか、又は参考情報として位置づけているのか、また記載の具体性や踏み込み度について想定があればご教示いただけますでしょうか。	加点評価の対象となります。単なる参考情報ではなく、実現可能性や当市への具体的な効果(事務負担の軽減やコスト削減等)が示された提案を期待しています。なお、詳細な内容は任意様式である企画提案書に記載してください。
24	各種様式 (第4号様式) 業務実績書	第4号様式「業務実績調書」について、貴市が本様式において、応募者の同種業務に係る実績・経験の有無や規模感を把握されることを主旨としておられる点については、十分理解しております。一方で、他自治体における指定金融機関業務の受託実績につきましては、当該自治体との契約において、契約金額に関する情報の第三者提供に一定の制約(守秘義務)が課されている場合があります。このため、本様式の記載にあたっては、自治体名および指定金融機関としての指定期間等の事実関係は記載する一方で、契約金額については記載せず(または「非公表」「金額の定めなし」等の記載とし)、業務内容の概要等で補足する対応を想定しております。上記のような記載方法での提出について、差し支えないかご教示いただけますでしょうか。	契約金額について、諸事情により、記載が難しい場合は、「非公表」、もしくは「金額の定めなし」等と記載して差し支えありません。
25	実施要領全般に関して	<p>本件は、業務委託契約を前提として公募型プロポーザル方式により事業者選定を行うものであり、形式及び手続の内容からは、地方自治法第235条に基づく「行政行為としての指定」そのものには該当せず、地方自治法施行令第167条に基づく契約手続として整理するのが妥当であると理解しております。一方で、貴市の公式ホームページには、選定にあたっての考え方として、「高い公共性及び事務処理能力を有し、関係法令、東大和市会計事務規則、東大和市公金取扱金融機関等に関する規則、その他財務に関する諸規程並びに仕様書(案)の定めにより、公金の出納・預金事務や東大和市収納代理金融機関との契約調整等を、的確かつ円滑に遂行できる事業者を選定するものとします。」との記載がなされています。しかしながら、当該記載のみでは、具体的にどのような評価項目が設定され、各項目がどのような比重(配点等)で審査されるのかが明らかでなく、審査基準の透明性という観点からは、必ずしも十分に読み取れないように感じております。</p> <p>①上記ホームページに記載されている内容は、貴市における正式な「審査基準」そのものを示されたものと理解してよろしいでしょうか。②仮に当該記載内容が審査基準に該当する場合、具体的な評価項目の構成、評価方法(定性・定量の別)、及び事業者間の優劣をどのように判断されるのかについて、可能な範囲でお示しいただけますでしょうか。③今後、本件プロポーザルにおける審査基準や配点等の詳細について、事前又は事後に公開するご予定はございますでしょうか。本件は、公金の出納・管理という高い公共性を有する業務であることから、選定過程の透明性・説明可能性が極めて重要であると考えておりますので、ご教示いただけると幸いです。</p>	<p>① ホームページ記載内容の位置付けについて ホームページ(および実施要領)に記載している内容は、本プロポーザルにおける「選定の基本方針」および「求める事業者像」を示したものであり、具体的な採点項目を網羅した「審査基準」そのものではありません。</p> <p>② 評価項目の構成、評価方法、判断方法について 具体的な評価項目の構成(定性・定量の区分)や配点、および評価方法の詳細については、現在「第2回 東大和市指定金融機関としての公金の出納及び預金の取扱いに関する業務委託事業者選定委員会」において、その公開の可否を含め審議を行っております。そのため、現時点での回答は差し控えさせていただきます。</p> <p>③ 審査基準・配点の公開予定について 上記②の審議の結果、「公開」が決定した場合には、令和8年5月15日(金)を目途に、市ホームページにて審査基準等を公表いたします。また、「非公開」となった場合においても、その旨を掲載する予定です。 ※質問8と同内容の回答です。</p> <p>本プロポーザルは、公金の管理という極めて高い公共性を有する業務であることから、選定過程の公平性・透明性を十分に確保できるよう、委員会において慎重に検討を進めております。今後の決定事項については、速やかにホームページでお知らせいたしますので、ご確認をお願いいたします。</p>

No	実施要領等の該当するページ、項目	質問事項	東大和市の回答																																																							
26	実施要領全般に関して 公募型プロポーザルの理由について	貴市の公式ホームページにて「適正かつ迅速な会計事務の執行を確保するとともに、公金管理の更なる効率化を推進するため、指定金融機関業務を委託することとし、公募型プロポーザルを方式により事業者の選定を行う」と記載されています。なぜこのタイミングで公募型プロポーザル方式を選択されたのか、その具体的な背景や理由についてご教示いただけますでしょうか。また、従来の指定金融機関の選定方法ではなく、公募型プロポーザル方式を採用することで期待される効果についても併せてご説明いただけますでしょうか。	社会情勢の変化により公金取扱コストが激変する中、本プロポーザルは、指定金融機関を一者指定としてきた従来の慣習を見直す不可欠なプロセスです。一者指定の固定化は、市場価格との乖離や事務の硬直化を招くだけでなく、支出の適正性を客観的に証明することを困難にしていました。本公募を通じ、他行との比較検討による「価格の妥当性」の確保と、また、民間ノウハウの導入による「事務の高度化・効率化」を同時に図り、時代に即した公金取扱体制を構築することを目的としています。																																																							
27	業務委託仕様書 6頁 5 委託業務内容 (6)	弊社小切手のお取り扱い廃止に伴い、ゆうちょ銀行の小切手決済については令和8年度末までの廃止を予定しております。この件に関し、随意契約に向けた諸条件について貴市との詳細な協議を通じて変更が可能であると理解してよろしいでしょうか。	現時点では、ゆうちょ銀行の小切手決済については令和8年度末で終了することから、随意契約に向けた諸条件について、プロポーザル終了後の、選定業者との協議の場で必要な措置をとる予定です。																																																							
28	業務委託仕様書 6頁 5 委託業務内容 (10)	(10) 「電子化の提案及びサポートに関すること」に関連してお伺いします。今後、貴市における税・公金収納業務の電子化や業務効率化等に関する提案を具体的に検討するにあたり、現状における納付書発行実務の規模感を正確に把握することが必要と考えております。つきましては、貴市が市民等へ送付している税公金納付書の年間発行件数について、可能な範囲で以下の情報をご教示いただけますでしょうか。対象期間：令和5年4月～令和8年3月（直近3か年度）区分方法：税目・保険料等の科目別内容：各年度における納付書発行件数（実績値又は把握可能な範囲での数値）本情報は、電子納付・ペーパーレス化等の提案検討における前提条件の整理を目的とするものです。ご提供が難しい項目や、集計方法に制約がある場合には、その旨をご教示いただければ差し支えございません。	次の表のとおり。 納付書発行数 単位：件 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">税目</th> <th colspan="3">発行件数</th> </tr> <tr> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市都民税（普通徴収）</td> <td>13,206</td> <td>13,266</td> <td>13,772</td> </tr> <tr> <td>市都民税（特別徴収）</td> <td>12,312</td> <td>12,417</td> <td>12,603</td> </tr> <tr> <td>法人市民税</td> <td>1,887</td> <td>1,912</td> <td>1,939</td> </tr> <tr> <td>軽自動車税</td> <td>13,423</td> <td>13,461</td> <td>13,482</td> </tr> <tr> <td>固定資産税</td> <td>28,193</td> <td>28,476</td> <td>28,571</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険税</td> <td>11,410</td> <td>11,067</td> <td>10,983</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者医療保険料</td> <td>12,167</td> <td>11,717</td> <td>11,466</td> </tr> <tr> <td>学童保育所育成料</td> <td>518</td> <td>655</td> <td>830</td> </tr> <tr> <td>生活保護費関連</td> <td>6,800</td> <td>6,000</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>その他 （市の会計システムで発行したもの）</td> <td>11,807</td> <td>11,011</td> <td>8,365</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>111,723</td> <td>109,982</td> <td>108,011</td> </tr> <tr> <td>下水道事業会計分</td> <td>91</td> <td>105</td> <td>127</td> </tr> </tbody> </table> <p>※下水道事業会計分については、指定金融機関としての契約の範囲外です。 ※再発行分を除きます。</p>	税目	発行件数			令和5年度	令和6年度	令和7年度	市都民税（普通徴収）	13,206	13,266	13,772	市都民税（特別徴収）	12,312	12,417	12,603	法人市民税	1,887	1,912	1,939	軽自動車税	13,423	13,461	13,482	固定資産税	28,193	28,476	28,571	国民健康保険税	11,410	11,067	10,983	後期高齢者医療保険料	12,167	11,717	11,466	学童保育所育成料	518	655	830	生活保護費関連	6,800	6,000	6,000	その他 （市の会計システムで発行したもの）	11,807	11,011	8,365	合計	111,723	109,982	108,011	下水道事業会計分	91	105	127
税目	発行件数																																																									
	令和5年度	令和6年度	令和7年度																																																							
市都民税（普通徴収）	13,206	13,266	13,772																																																							
市都民税（特別徴収）	12,312	12,417	12,603																																																							
法人市民税	1,887	1,912	1,939																																																							
軽自動車税	13,423	13,461	13,482																																																							
固定資産税	28,193	28,476	28,571																																																							
国民健康保険税	11,410	11,067	10,983																																																							
後期高齢者医療保険料	12,167	11,717	11,466																																																							
学童保育所育成料	518	655	830																																																							
生活保護費関連	6,800	6,000	6,000																																																							
その他 （市の会計システムで発行したもの）	11,807	11,011	8,365																																																							
合計	111,723	109,982	108,011																																																							
下水道事業会計分	91	105	127																																																							
29	業務委託仕様書 7頁 8 資金運用 (2)	「受託者は、自らをはじめ、複数の収納代理金融機関への公金預託に際し、指定金融機関として、市場金利や取引状況を踏まえ、合理的な範囲で有利な利率の適用に努めるものとする」と記載されています。この記載に基づき、資金運用は原則として指定金融機関が実施し、他の収納代理金融機関での資金運用は、指定金融機関が依頼した場合に限られ、委託者が独自に実施することはできないという理解でよろしいでしょうか。	いいえ。 委託者が独自に基金等を大口定期預金で預託する場合、指定金融機関に限定せず、他の金融機関へ預託する場合があります。																																																							